自動車運転代行業行政処分票

被	認定	証 番	号	公安委員会 第 242 号
処	自動車運	転代行	業者	美奈斗運転代行
分	の名称	又は前	已 号	
者	主たる営業	所が所在	する	加賀市
	市		町	
処	分年	月	日	令和7年3月27日
処	分	内	容	指示処分
処	分	理	由	立入検査を実施したところ、安全運転管理者業務 不履行が判明したもの
根	拠	法	令	自動車運転代行業務に関し読み替え後の道路交通 法第74条の3第2項
処	分を行った	二公安委	員会	石川県公安委員会

- 注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、 営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。
- 注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する(例:「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等)。